

# 宇都宮市 市民ボランティア 活動補償制度

この制度は、市民の皆さんが安心してボランティアなどの市民活動を行えるよう、市が保険料を負担して、万が一の事故に備える補償制度です。事前の加入申し込みは不要ですので、事故が起きてしまったら、すぐに「みんなでまちづくり課」へ御連絡ください。

事故の日から30日以内にみんなでまちづくり課へ

【問い合わせ先】

宇都宮市 市民まちづくり部 みんなでまちづくり課

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号

☎028-632-2886

※事故の日から30日以内に連絡がない場合、補償金がお支払できないことがありますので御注意ください。

## 対象となる方

### ◀ 傷害事故の場合 ▶

宇都宮市民または市内でボランティアなどの市民活動を行っている方（活動の責任者・指導者・運営スタッフ・活動に従事している方）

### ◀ 賠償責任事故の場合 ▶

宇都宮市民または市内でボランティアなどの市民活動を行っている市民団体等または市民活動を行っている方

◇市内に居住していれば、市民活動を行う場所が市内でも市外でも対象となります。

◇市外に居住していても、市民活動を行う拠点が主に市内であれば、対象となります。

## 対象となる活動

継続・計画的に、営利を目的とせず、無償で、社会貢献のために、広く公共の利益を追求した活動です。

◇交通費、昼食代、原材料費の支給については無償とみなします（NPO 法人等で給料や報酬が支払われる有償スタッフは対象外）。

◇活動のための研修や会議等も対象に含みます。

◇活動場所と自宅との往復途上の事故も対象となります。自宅以外の場所から出発する場合は、その場所と活動場所の途上を対象となります。いずれの場合も通常の往復経路において発生した場合が対象です（賠償責任事故は対象となりません）。

## 対象となる具体的な活動例

- |   |  |
|---|--|
| ① 自治会<br>◇役員会・総会 ◇事業計画に基づく事業<br>◇回覧板配布・集会所の管理運営<br>◇地域住民による一斉清掃<br>◇ごみステーションの管理など | ⑦ 児童・青少年育成<br>◇非行防止の巡回活動<br>◇子育て支援など児童福祉<br>◇子供会・育成会の指導・運営<br>◇託児・育児ボランティアなど |
| ② 公園・河川愛護<br>◇公園の除草作業 ◇河川敷の除草清掃<br>◇樹木や遊具の維持・管理など                                 | ⑧ 生涯学習支援<br>◇文化・伝承活動支援<br>◇映像メディア活動支援など<br>◇制作・創作活動支援                        |
| ③ 防犯<br>◇防犯パトロール ◇防犯対策の啓発など   | ⑨ 国際交流<br>◇国際相互理解の推進<br>◇在日外国人への支援など   |
| ④ 防火・防災<br>◇防火・防災の訓練<br>◇防火・防災の啓発など   | ⑩ 社会福祉<br>◇高齢者・障がい者に対する福祉活動<br>◇社会福祉施設におけるボランティア活動など                         |
| ⑤ 交通安全<br>◇交通安全運動 ◇交通安全の啓発など  | ⑪ スポーツ振興<br>◇スポーツ大会の運営など   |
| ⑥ 環境保全<br>◇自然保護 ◇環境調査 ◇資源物回収<br>◇ごみ減量推進 ◇リサイクル活動など                                |  |

## 対象とならない活動

以下については、補償の対象にはなりません

- ◇国外での活動
  - ◇政治的活動または宗教的活動
  - ◇災害発生時の復旧、救援活動
  - ◇危険度が高い活動（チェーンソー等の用具の使用、野焼き、山焼き、高所作業、重量物移動等）
  - ◇スポーツ活動（スポーツ大会や運動会等の選手や参加者等）
  - ◇個人が自主的に行っている活動（継続・計画性が証明できない場合）
  - ◇生活の延長線にあたる活動（例：散歩や運動等をしながらの見回り活動やごみ拾い等）
  - ◇自助的な活動（例：自分が住んでいる団地の敷地内の清掃、PTAの行事等）
  - ◇会員同士の慰労を目的とした活動（懇親会、慰労会など）
  - ◇特定の個人や特定の団体の利益のための活動
  - ◇公務災害補償の適用を受ける場合（市から委嘱された各種委員、推進員、消防団員などで、公務災害補償が適用となる場合）など
- ◎ イベントや行事の場合、来場者や参加者等は対象になりません
- ◎ 保険会社が保険契約（約款）の対象と認めない場合は、補償金が支払われない場合があります。

## 補償金を支払うことができない主な例

対象になる活動に該当する場合であっても、以下の事由に該当する場合及び新型コロナウイルス感染症等の感染は、補償金を支払うことができません。

### 《傷害事故の場合》

- ◇責任者・指導者・活動者の重大な過失があった場合
- ◇自然災害による場合
- ◇犯罪行為等による場合
- ◇脳疾患・疾病・心神喪失による場合
- ◇むち打ち症 ◇ぎっくり腰 等

### 《賠償責任事故の場合》

- ◇責任者・指導者・活動者の故意による場合
- ◇自然災害による場合
- ◇団体若しくは指導者等が占有・使用している車両及び備品
- ◇自動車の運行に起因する賠償（道路交通法及び道路運送車両法に定める自動車）
- ◇同居の親族に対する賠償 等

## 手続きの流れ

①	事故の状況確認をしますので、右記の事項を記録してください。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事故の発生の日時・場所・状況・事故を証明できる人の氏名・連絡先、往復途上の場合は活動場所まで経路図や経過など</li><li>・ 財物賠償の場合は現場の写真、事故内容など</li><li>・ みんなでまちづくり課へ事故の連絡</li></ul>
②	当制度の可否判定を行いますので、右記の書類をご用意ください。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会則・会員名簿・年間行事予定表・回覧や通知など</li><li>・ 修理見積書（財物賠償補償の適用の場合のみ）</li><li>・ 1週間ほどで当事者へ判定の回答をします。 （可否については保険約款に基づき保険会社が判断）</li><li>・ 後日、補償金請求書を送付します。</li></ul>
③	補償金請求書に事故の状況等を記入いただき、必要書類を添付のうえ、治療終了後（賠償責任事故の場合は速やかに）返送してください。	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 返送された補償金請求書の内容を確認し、市から保険会社へ送付します。</li><li>・ 保険会社から、補償金の支払い決定通知があります。</li></ul>

## 補償内容

### 《傷害事故》

活動中に、急激・偶然・外来の事故によりケガをした場合

【熱中症（熱射病，日射病）細菌性食中毒（ウイルス性食中毒も含まれます）】

区分	内容	補償金額
死亡補償金	活動中の事故により，それが原因で事故の日を含めて180日以内に死亡したとき	500万円
後遺障害補償金	活動中の事故により，それが原因で事故の日を含めて180日以内に後遺障害が生じたとき	後遺障害の程度により 15～500万円
入院補償金	活動中の事故により，治療のために入院したとき ◇入院補償期間は，事故日から最高180日まで ◇退院後通院した場合は通院補償も対象になります。	入院1日につき 3,000円
手術補償	入院補償が適用され，かつ，そのケガを治療するために所定の手術を受けたとき	入院補償の日額に手術の種類に応じて約款で定める率を乗じて得た額
通院補償金	活動中の事故により，通院したとき ◇通院補償期間は，事故日から180日までの間で，90日が限度となります。	通院1日につき 2,000円

※治療費は補償されませんので御注意ください。

### 《賠償責任事故》

活動中に，市民団体等または指導者等の過失により，参加者やその他の第三者の生命，身体または財物に損害を与え，法律上の賠償責任を負った場合

区分	事故の例	補償限度額 ※賠償金の内5,000円までは自己負担になります。	
身体賠償	子ども会のハイキングの引率中に誤った道に誘導し，参加者にケガをさせてしまった。	1名 1事故	1億円以内 2億円以内
財物賠償	回覧板を自転車で配布中，乗っていた自転車が駐車中の車にあたり，車のドアを傷つけてしまった。	1事故	500万円以内
保管物賠償	地域の文化祭を開催中，展示方法を誤ったため，預かっていた出展作品が落ち，壊してしまった	1事故	300万円以内